

資料 13

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 3 年 3 月

最高裁判所事務総局家庭局

裁判所におけるこれまでの取組

各家裁

自治体への個別訪問や協議会等における自治体との意見交換等の様々な方法により、積極的に自治体の取組に協力

- 自治体ごとの制度利用者数や成年後見制度の運用についての説明
- 基本計画の重要性や取組の必要性・メリット等の説明
- マッチングや後見人支援等における中核機関等と家裁との連携イメージについての説明や意見交換
- 専門職団体等の関係機関との連携に向けた協力

最高裁

各家裁が自治体との連携における好取組を共有し、各地の実情に応じた効果的な取組につなげる方策を協議する場を設定

取組を通じて見えてきた課題

裁判所からの声

- 一部の自治体が単独設置を進めていくと、周辺の小さな自治体が取り残される危惧がある
- 小規模自治体単独では、利用促進機能（後見人の担い手の確保等）や後見人支援機能を備えることが困難
- 各自治体が近隣自治体の動きや県からの働きかけを待っており、自治体間の広域連携に向けた調整が進まない
- 一部の自治体においては、施策のニーズや取組方法が十分に把握されておらず、意見交換会等の開催にとどまっている
→ 次のステップに進むための個別具体的な支援や後押しを必要としている

裁判所から見た 取組を通じて見えてきた課題

- ✓ 小規模自治体における中核機関設置に向けた取組（広域連携）の促進
- ✓ 各自治体の取組における課題の把握と、具体的かつ効果的な支援策の検討が必要



都道府県の協力が重要

都道府県における主導的な関与により市区町村の取組が進展した参考事例

都道府県における主導的な関与

情報収集

- ・アンケートやその後の訪問・電話での確認等により、市区町村の取組状況や県に対する要望について調査
- ・協議会等を実施し、市区町村から中核機関設置に向けた取組状況やいき路について情報収集

個別具体的な助言・援助

- ・積極的に市区町村と意見交換を行うことで相談しやすい関係を構築し、中核機関設置の必要性を説明
- ・県の担当者が市区町村の会議や研修に参加し、講義や個別相談を実施
- ・予算措置への懸念がある市区町村に対し、交付税措置や補助金の活用等について説明
- ・各市区町村の実情に応じ、内部での検討会の進め方や中核機関設置の手順について具体的に助言
- ・協議会等に厚生労働省の職員を招聘し、講演や質疑応答の時間を設ける
- ・中核機関設置に向けたモデル自治体を選定し、検討会議を実施
- ・広域連携による中核機関等の機能充実のモデルを提案

広域連携に向けた調整

- ・市区町村の広域連携に対する意向・希望について情報収集
- ・広域連携の可能性を踏まえてブロック単位や保健所圏域単位の会議・勉強会を主催
- ・他県・他市区町村における広域連携の取組について市区町村に情報提供
- ・勉強会等において参加自治体によるグループ討議を開催し、市区町村間の連携を図る

成果

- ・裁判所、社協、専門職団体等の関係機関に情報を共有し、取組が進まない原因や効果的な対策について意見交換
- ・各市区町村の課題に応じた効果的な働きかけにつながった

✓ 課題の把握や原因分析により効果的な働きかけが可能となる

- ・市区町村担当者への知識付与や意識啓発につながった
- ・市区町村が中核機関設置に向けて必要な検討を始めた
- ・市区町村における具体的な計画策定につながった
- ・受任者調整に専門職団体が関与するようになった

✓ 課題に応じた個別具体的な助言・援助により市区町村の取組が進展する

- ・市区町村担当者間の連携が強くなり、市区町村内部や複数の市区町村による勉強会等の企画につながった
- ・市区町村における広域連携に向けた検討につながった

✓ 都道府県が積極的に調整を行うことで広域連携に向けた具体的な検討が進展する

市区町村の実情に応じて効果的な取組を行っていきましょう！



都道府県に期待される役割

情報収集

管内市区町村の取組の実情に関する情報の収集と取組における課題の把握

助言・援助

管内市区町村の課題に応じた個別具体的な助言・援助

調整

広域連携に向けた調整や意見交換の場の設定

連携の窓口

家裁本庁（管内全体について主導的立場で取組を行う）を含む関係機関との連携や情報共有の窓口

中核機関・地域連携ネットワークと家庭裁判所の連携について

利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

- ・最も適切な後見人の選任
- ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動
- ・後見人の柔軟な交代

**裁判所の運用改善だけでは
実現できない**

最も適切な後見人の選任

裁判所

- ・申立書等の限られた情報から判断して後見人を選任

中核機関等

- ・申立前から本人に身近な支援者等が有する情報を集約し、適切な候補者を推薦できる

意思決定支援・身上保護を重視した後見活動

裁判所

- ・後見人からの相談に対し、福祉的知見に基づく回答は困難

中核機関等

- ・地域の関係者（チーム）や相談受理機関が継続的に本人と後見人を見守り、後見人からの日常的な相談に対し、適切な相談窓口や専門職につなぐなどの対応を行うことができる

後見人の柔軟な交代

裁判所

- ・交代の必要性に関する情報を適時に得られるとは限らない

中核機関等

- ・チームによる日常の見守り等を通して、本人や後見人の状況の変化に気づき、適切な後任の候補者を推薦することができる

中核機関・地域連携ネットワークとの、連携・協力が必要不可欠

家庭裁判所は、自治体、社会福祉協議会をはじめとする医療・福祉関係者の方々と協力して取組を進めていきたいと考えています。